

## 議案第 70 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 8 月 25 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 70 号中「住民記録閲覧簿」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧簿」に改め、同条第 7 項を削る。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。